#### 仕 様 書

- 1. 工事名 彦根商工会議所玄関自動ドア装置取替工事
- 2. 工事場所 彦根市中央町3-8 彦根商工会議所会館玄関
- 3. 工事概要 彦根商工会議所玄関自動ドア装置取替工事 玄関外部ドア・内部ドアの既存装置撤去・処分 一式を新装置へ取り替え

#### 4. 参加資格

この見積り合わせに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 彦根商工会議所会員で賦課金を完納していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各項の規定に該当しないものであること。
- (3) 国税および地方税を完納していること。
- (4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5)提案書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号) 第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律 第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (6)事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
  - (ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により彦根市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者
  - (ウ)暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者
  - (エ)暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目の如何を問わ ず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
  - (オ)政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
  - (カ)宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

#### 5 事務局

〒522-0063 彦根市中央町 3-8 彦根商工会議所 担当:田中·金時 TEL 0749-22-4551 / FAX:0749-26-2730 / Email tanaka@hikone-cci.or.jp

# 6 応募方法

参加を希望する事業者は、見積書を1部作成し、期日までに提出すること。

提出期限: 令和6年6月20日(木)17 時まで

提出方法:持参(平日9時から17時まで)、郵送(書留郵便に限る)、メールすること

提出先:5の事務局まで

# 7 その他

# 1)要望すること

- ※ 玄関自動ドアの撤去並びに新設工事は、1日で終わること
- ※ 自動ドアの鍵は、当所で使用しているマスターキーで使用できること
- ※ 取り替え工事中は、警備員を派遣すること。(必ず日本語が話せること)